

消食表第 154 号

平成 30 年 3 月 28 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

容器包装に入れられた生鮮食品の一部の表示事項については、容器包装に表示することとされていますが、一部の生鮮食品の容器包装の形状によっては、容器包装に直接表示することが困難な場合も想定されます。また、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）では、生鮮食品における機能性表示食品制度の活用促進のため、必要な措置を講ずることとされています。

つきましては、生鮮食品の容器包装の範囲を拡大し、生鮮食品における機能性表示食品の表示例を追記しました。また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せ等を受け、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を本通知において明確化すべきと判断した点等についても、併せて別紙新旧対照表のとおり一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。